

# 第二種特定鳥獣管理計画

(イノシシ)

(第4期)

令和4年3月

静岡県

# 目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	目的	1
(2)	背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
(1)	獣種	1
(2)	イノシシの生物学的特徴	1
ア	形態	1
イ	繁殖	1
ウ	社会と活動性	2
エ	食性	2
オ	生息地利用	2
(ア)	行動圏	2
(イ)	季節移動	2
(ウ)	行動県内の土地利用	2
カ	疾病（イノシシの個体群への感染リスク）	2
(ア)	豚熱（CSF）	3
(イ)	アフリカ豚熱（ASF）	3
3	計画の期間	4
4	管理が行われるべき区域	4
5	現状	4
(1)	生息動向及び捕獲状況	4
ア	生息分布状況	4
イ	生息数	7
ウ	捕獲状況	7
(2)	被害等及び被害防除状況	10
ア	農作物被害の状況	10
イ	農地、耕作放棄地の状況	11
ウ	特用林産物被害	12
エ	農作物被害と特用林産物被害の合計（農林産物被害）推移	13
エ	被害防除の状況	13
オ	被害対策協議会等の設置状況	13
6	前計画の評価と対応	14

7	管理の目標	14
	(1) 目標	14
	(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方	14
8	個体の調整に関する事項	15
	(1) 個体調整の考え方	15
	(2) 狩猟規制の緩和	15
	(3) 被害防止目的の捕獲の推進	15
	(4) 農林業者による自衛捕獲の促進	15
	(5) 捕獲の担い手の育成・確保	16
9	被害防除対策に関する事項	16
10	生息地の保護及び整備に関する事項	16
	(1) 生息環境の保護	16
	(2) 生息環境の整備	16
11	モニタリング等の調査研究	16
	(1) 生息状況調査	17
	(2) 被害状況調査	17
	(3) 捕獲状況調査	17
12	その他管理に必要な事項	17
	(1) 計画の実施体制	17
	ア 合意形成	17
	イ イノシシ管理検討会	17
	ウ 関係機関の役割	17
	(2) その他	20
	ア 情報の収集と普及啓発	20
	イ 捕獲した個体の有効活用	20
	ウ 狩猟期間延長に伴う事故・違反の防止	20

## 資料編

1	生息状況等	21
2	捕獲者の状況	24
3	県内ジビエ食肉加工施設	27
4	豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）対策	27

## 1 計画策定の目的及び背景

### (1) 目的

イノシシについて、関係者が共通認識のもとに連携し、計画的に保護管理を行うことにより、農林産物被害の軽減と地域個体群の長期的にわたる安定的な維持を図り、もって、人とイノシシとの適切な関係を構築することを目的として「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）第7条の2第1項に基づき、本計画を策定する。

### (2) 背景（イノシシを取り巻く状況）

近年、野生鳥獣による県全体の農林産物被害額は減少傾向にあるが、令和2年度に県内全域の集落を対象に実施したアンケート調査の結果では、3割を超える集落で「イノシシやシカの被害が増えた」と感じており、地域や加害獣種によって状況が異なっている。特にイノシシによる被害は本県の農作物と特用林産物の被害額全体の約4割を占め、約1億3,300万円（令和2年度）にのぼっており、深刻な状況が続いている。

また、イノシシは住宅地周辺などの人間の生活圏へ著しく分布を広げており、農林産物被害はもとより、人的被害や希少野生植物の自生地が荒らされるなどの事例が発生し、生態系への影響も懸念されている。

このような人とイノシシとの軋轢の増大は、中山間地域の過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や里山の荒廃により、イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境が増加していることなどが原因と考えられるが、被害の拡大は、農林業者の生産意欲の低下や更なる耕作放棄地の拡大に繋がり、地域振興上の大きな問題となっている。

また、本県のイノシシにおいて豚熱（CSF）ウイルス感染が広がり、養豚農場への豚熱（CSF）ウイルス侵入リスクが高まっている。

本県では、これまでも、行政や農林業者による被害防止目的の捕獲の実施や防護柵の設置等、様々な被害防除対策に努めており、被害額は若干減少傾向にあるものの、引き続き対策を進めていく必要がある。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

### (1) 獣種

イノシシ（イノブタを含む。）

### (2) イノシシの生物学的特徴

#### ア 形態

イノシシの蹄は4本あるが、第三指と第四指が歩行に使われ、副蹄と呼ばれる第二指と第五指は退化、縮小している。

成獣の体重は60～100 kgの場合が多いが、差が大きく、100 kgを越えるものもいる。

体色は黒褐色から赤褐色である。生まれたばかりの個体には白又はベージュ色の縞模様が入り、ウリボウと呼ばれる。この模様は背部では直線となるが、側腹部から臀部にかけてはまだら模様となる。この縞模様は生後3か月頃から消え始め、個体により半年～1年で完全に消える。

#### イ 繁殖

イノシシは基本的に年1産で、交尾期は晩秋～冬である。妊娠期間は約120日で、通常春から初夏に出産する。ただし、春の出産に失敗した場合や出産した子を失った場合は、交尾期と異なる時期に再度発情が起こり、秋頃に出産することがある。また、性成熟の早いメスが1才の春から初夏に発情・交尾し、秋に出産する場合もある。

生後1年半でほぼすべての個体が性成熟に達する。メスでは1歳の晩秋から冬に最初

の発情を迎えるが、栄養状態が良く成長の早い個体では0歳の冬、あるいは1歳に達した春から夏に最初の発情が起きることもある。飼育イノシシでは、1回の産子数の平均は4.5頭程度である。

胎子の性比は1:1で、出産時の体重は500g程度であるが、飼育個体の場合は800gほどになることもある。

## ウ 社会と活動性

イノシシの基本的な社会単位は、子を連れた成獣メスの母系的グループ、単独成獣オス、生殖に参加しない若齢オスのグループの3タイプである。母系的グループは成獣メスと1歳以下の子からなる基本的な母子グループが最も多く、血縁関係にあると考えられる複数の成獣メスとそれらの子からなる複母子グループが形成されることもある。ただし、成獣について言えば、雌雄ともに単独型の社会を持つと言える。

イノシシは特定の縄張りを持たない。複数の群れが同一地域を利用することも可能であるが、成獣メス同士の闘争や成獣メスが他の群れの子を襲う行動も認められている。

イノシシは人の活動等の影響で夜間あるいは朝夕の薄暮期に活動することが多いが、危険がないことが分かれば、日中も活発に活動する。

## エ 食性

イノシシはイモや根茎、タケノコ、ドングリ等の植物食に加え、昆虫の幼虫やミミズ、サワガニ、カエル等の小動物も食べる。春期はタケノコ、夏～初秋期には双子葉植物を最も採食する。秋期にはドングリ等の堅果類及び動物質、晩秋～冬期は根・塊茎の採食量が増加する。

## オ 生息地利用

### (7) 行動圏

ラジオテレメトリー法又はGPS首輪により、イノシシは定住期と移動期を繰り返す行動パターンを持つことが明らかにされている。定住性は数日から数か月間続き、その間定住地域(10～100ha程度)内で活動する。定住地域は行動圏内に数km間隔で複数存在している。数haから数km<sup>2</sup>の行動圏を示す事が多く、東北地方である宮城県、福島県では数～数十km<sup>2</sup>の行動圏を示す場合がみられた。

### (4) 季節移動

季節移動は少ないという報告が複数ある中、積雪期の福井県では50km以上移動した例もある。獣道に設置した自動撮影カメラ調査で、雪が多くなると少ない場所へ移動し、雪が少なくなると再び戻ってくるイノシシが観察された。新雪と積雪が多い多雪地では痕跡が少なくなるが、積雪地周辺で越冬していると考えられる。近年の暖冬化は、多雪地の後退と積雪地周辺の前進をもたらし、それに伴うイノシシの分布拡大が問題となっている。

### (ウ) 行動圏内の土地利用

全国的に季節的に選択する環境を変化させるほか、昼夜でも選択する環境を変化させる傾向があり、夜間に耕作地付近を利用することが多いことが明らかにされている。また、カバー(休息・避難場所となる藪や茂み)及び食料を提供する落葉広葉樹林や、カバー、食料、水を提供する水田放棄地、食料を提供する竹林を選択的に利用していることが明らかになっている。

## カ 疾病(イノシシの個体群への感染リスク)

イノシシ個体群と家畜に対して重大な影響を与える疾病の代表として、豚熱(CSF)

やアフリカ豚熱（ASF）が挙げられる。

#### (7) 豚熱（CSF）

豚熱（CSF）ウイルスにより起こる強い伝染力と高い致死率を特徴とする豚、イノシシの伝染病である。国内で発生している豚熱（CSF）の原因ウイルスを用いたイノブタへの感染試験等によって、現在国内で確認されているウイルス株は中程度の病原性を有していることが報告されている。急性経過の個体は1週～2週以内、慢性経過の個体は2週～4週以内に死亡することが多いが、死亡するまで数ヵ月かかる場合もある。

感染個体は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄するほか、血液や臓器にもウイルスが含まれる。ウイルスは感染した豚又はイノシシとの直接接触（汚染された餌や死体をあさることを含む）、汚染された人や器具との接触又は汚染された環境を介して経口・経鼻で伝播する。

日本では、1992年の熊本県での感染例以降は確認されていなかったが、2018年（平成30）9月に岐阜県岐阜市の養豚場において発生が確認されて以降、国内で感染地域の拡大が進行している（農林水産省2019）。国内での発生状況に関する情報は、農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>）で確認できる。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（農林水産省2019）に基づき、関係機関で各種対策等が実施されている。その他、農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守の厳格な徹底による農場のバイオセキュリティ向上対策等が実施されている。

イノシシへの対策として、捕獲重点エリアを設定した上で捕獲や感染状況の検査等の強化を図っていくことが重要となっている。一方で、捕獲行為には、イノシシへの接触を通じて、豚熱（CSF）ウイルスの拡散リスクが伴うため、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に感染確認区域外へ持ち出すことがないように、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する必要がある。

#### (4) アフリカ豚熱（ASF）

豚熱（CSF）と混同しやすい感染症に、アフリカ豚熱（ASF）がある。アフリカ豚熱（ASF）は、イボイノシシ等のイノシシ科動物やヒメダニ属のダニを自然宿主とするアフリカ豚熱（ASF）ウイルスに感染したブタ、イノシシが発症する伝染病である。強い感染力と高い致死率、及び高熱と出血性病変が特徴とされてきたが、ウイルスの病原性や感染経路の違いによって、多様な症状、病態を示す。豚熱（CSF）とアフリカ豚熱（ASF）を外貌や臨床症状から鑑別することは不可能であり、鑑別にはウイルス学的検査が不可欠となる。

罹患した豚やイノシシとの直接的な接触により、ウイルスが口や鼻孔等から侵入するほか、体表の傷等を通して血液中にウイルスが直接入り込むことで感染が成立するが、ウイルスに汚染された餌や死体をあさることによる感染が代表的とされる。

これまでのところ、国内での発生事例はないが、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、2018（平成30）年8月には中国においてもアジアで初めて発生が確認されている。

※参考文献：2021年3月環境省発行：第二種特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）

### 3 計画の期間

令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの5年間とする。

### 4 管理が行われるべき区域

静岡県全域

### 5 現状

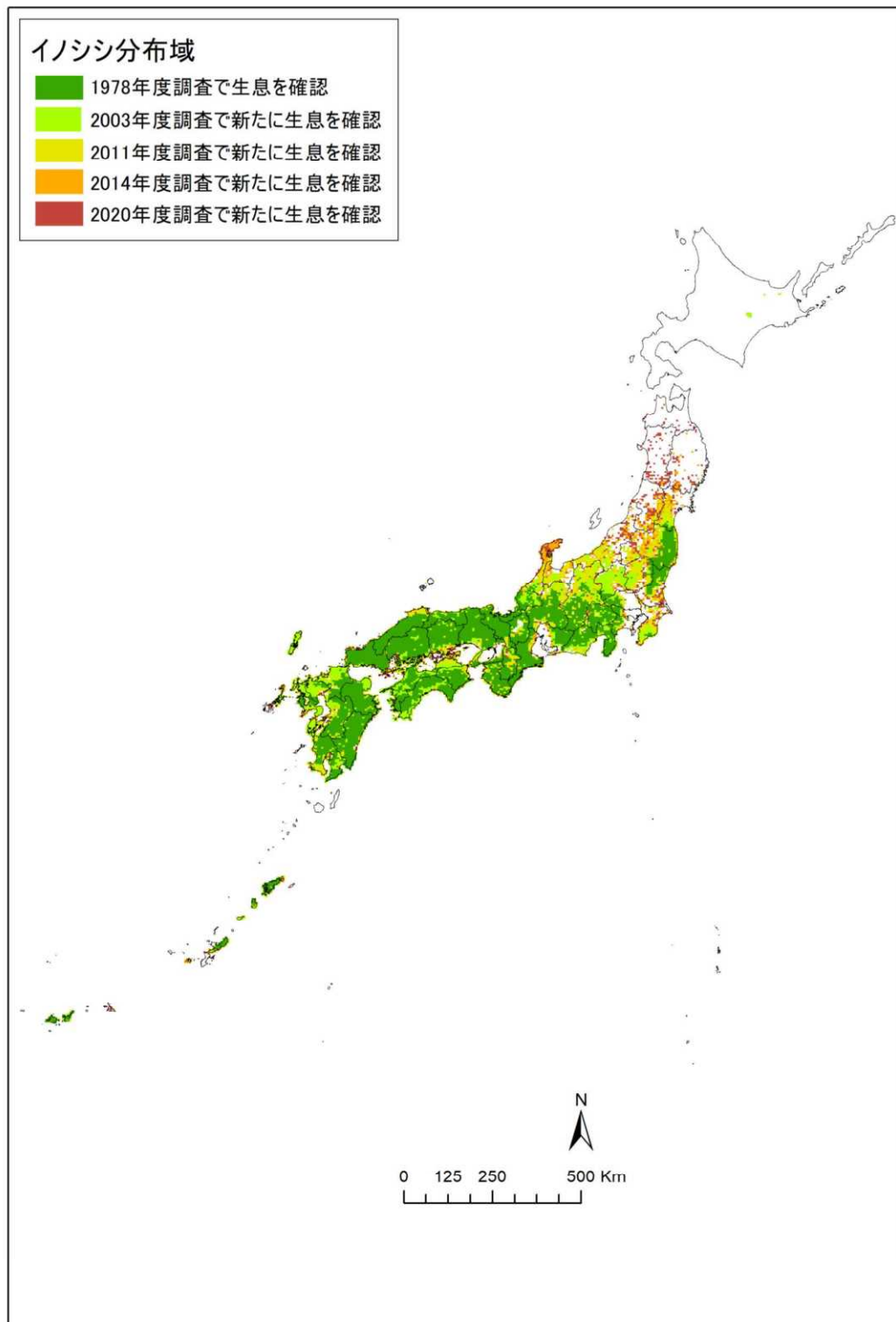
#### (1) 生息動向及び捕獲状況

##### ア 生息分布状況

環境省が平成26年度から平成30年度までの間に得た捕獲許可に基づく捕獲位置情報及び都道府県へのヒアリングによって各種の生息分布に関する情報を収集し、5kmメッシュ単位で生息分布図に示した。（図－1）

イノシシについては、昭和53年から平成30年までの40年間で分布域が約1.9倍に拡大していることが示された。また、平成26年度に公表した前回調査との比較では、分布域が約1.1倍に拡大しているが、特に東北地方、北陸地方、関東地方において分布域が拡大していることが示された。

本県においては、毎年実施している狩猟期間におけるイノシシ目撃情報アンケート調査の平成27年度と令和2年度の結果を比較しても、県の西部地域を中心に目撃数や範囲が縮小しているが、イノシシの生息数は増減が激しいことから今後の推移を注意深く見ていく必要がある。（図－2、図－3）



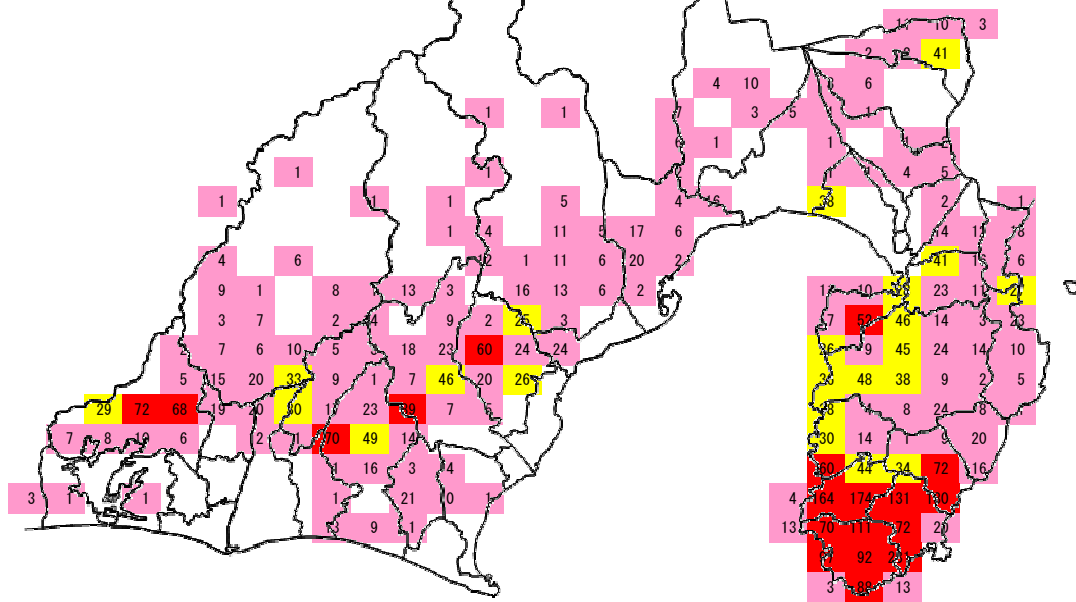
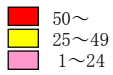
(出典) 「令和2年度全国のイノシシ生息分布拡大状況調査」 (環境省)

図-1 全国のイノシシの生息分布状況



平成27年度 狩猟銃猟時目撃（イノシシ）

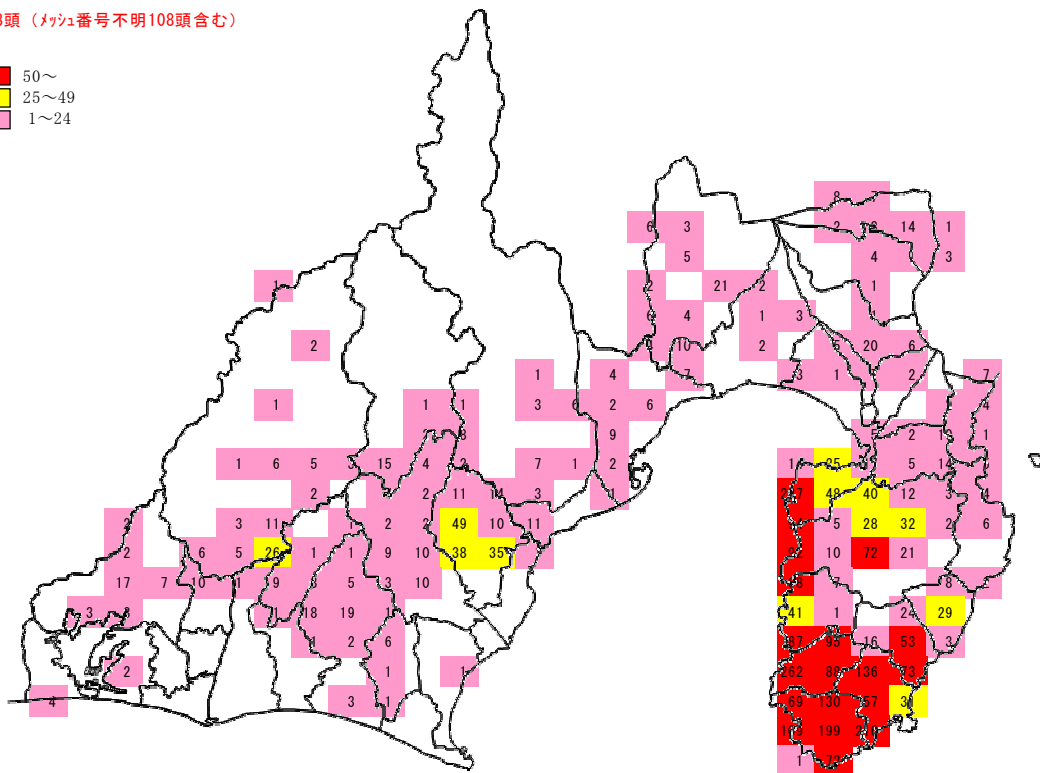
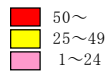
4,065頭（メッシュ番号不明122頭含む）



図ー２ 平成27年度狩猟者イノシシ目撃情報アンケート調査による生息確認状況

令和2年度 狩猟銃猟時目撃（イノシシ）

3,468頭（メッシュ番号不明108頭含む）



図ー３ 令和2年度狩猟者イノシシ目撃情報アンケート調査による生息確認状況

## イ 生息数

イノシシは、今のところ密度や個体数を推定する実用的な方法が確立していないため、その生息数の把握は困難であるが、繁殖力が強く、強い捕獲圧がかかっても早急に回復できるといわれており、生息分布域の拡大、捕獲数の増加、被害額の推移等から県内の生息数は、増加又は横ばいで推移しているものと考えられる。

## ウ 捕獲状況

イノシシは狩猟と被害防止目的の捕獲により捕獲されているが、昭和47年からの捕獲数の推移は図-4に示すとおりである。これによると平成9年度頃までは、狩猟による捕獲数は1,500～2,500頭、被害防止目的の捕獲による捕獲数は100～300頭の水準で推移していたが、平成10年度から平成28年頃まで双方ともに増加し、以降はほぼ横ばいで推移している。令和2年度は、狩猟が3,816頭、被害防止目的の捕獲が9,601頭、合計13,417頭が捕獲されている。（表-1、図-4）

また、狩猟による猟具別の捕獲数（表-2、図-5）についてみると、銃猟による捕獲数は1,000～3,000頭の幅で推移しており、大きな変化は見られない。

一方、わな猟による捕獲数は、平成18年度に初めて銃猟による捕獲数を上回り、平成21年度以降は毎年上回っている。近年においては、イノシシ捕獲数の約3分の2がわな猟による捕獲である。

また、前計画で実施した狩猟期間の延長における捕獲数は増加を続けており、全捕獲数の2割以上を占めている。（表-3）

表-1 県内のイノシシ捕獲数の推移

年度	S47	S52	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	1,130	2,077	1,422	1,060	1,821	1,792	4,692	3,917	7,349	3,775	6,064	4,182	5,220	5,145	5,469	4,715	3,816
有害	55	123	141	64	153	225	1,211	1,684	7,541	5,407	6,824	6,066	9,877	8,383	9,735	11,390	9,601
計	1,185	2,200	1,563	1,124	1,974	2,017	5,903	5,601	14,890	9,182	12,888	10,248	15,097	13,528	15,204	16,105	13,417

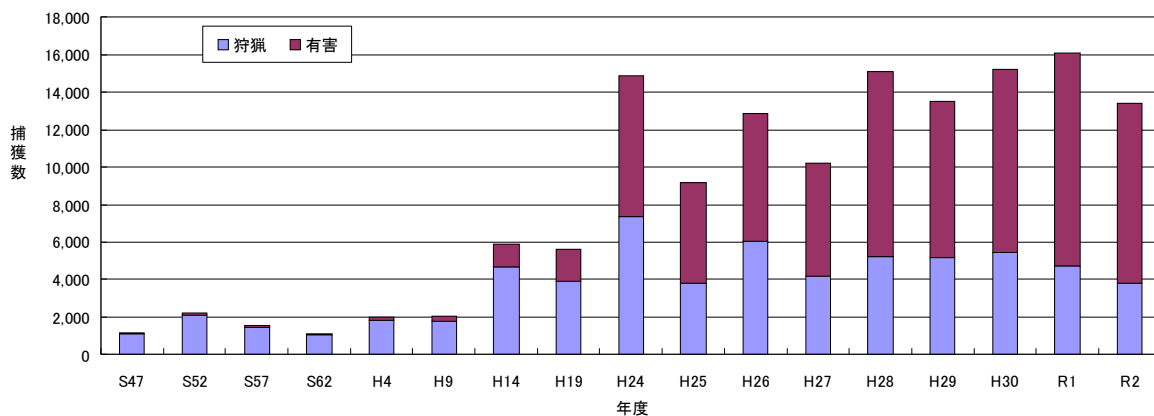
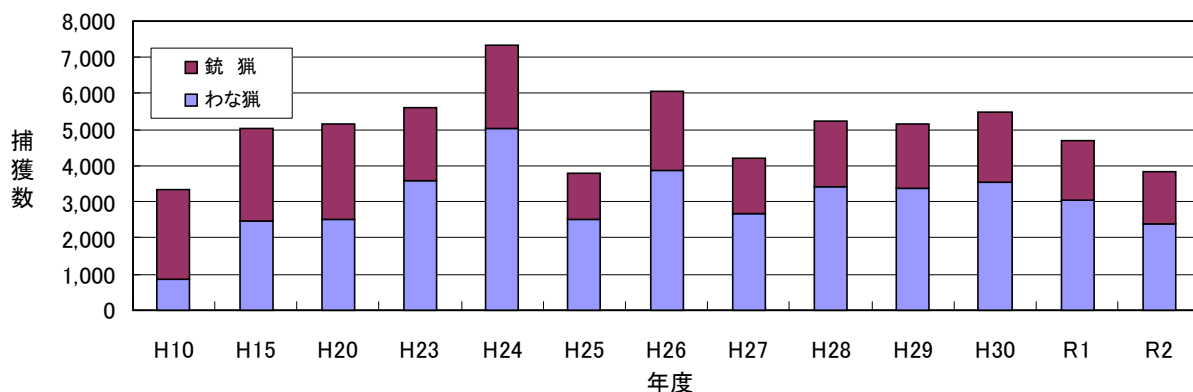


図-4 県内のイノシシ捕獲数の推移（昭和47年度以降）

表－２ 県内の狩猟における猟具別イノシシ捕獲数（平成 10 年度以降）

区分	H10	H15	H20	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
わな猟	863	2,455	2,500	3,597	5,012	2,514	3,874	2,655	3,423	3,391	3,546	3,030	2,369
銃 猟	2,474	2,571	2,632	2,018	2,337	1,261	2,190	1,527	1,797	1,754	1,923	1,685	1,447
計	3,337	5,026	5,132	5,615	7,349	3,775	6,064	4,182	5,220	5,145	5,469	4,715	3,816



図－５ 県内の狩猟における猟具別イノシシ捕獲数（平成 10 年度以降）（単位：頭）

表－３ 狩猟期間延長の効果

年度	前半 (11/1～11/14)	後半 (2/16～3/15) ※H22～28 は～2/末	計	全体に占める割合
H22	509	270	779	779/6,563 ⇒ 11.9%
H23	269	188	457	457/5,615 ⇒ 8.1%
H24	525	200	725	725/7,349 ⇒ 9.9%
H25	185	104	289	289/3,775 ⇒ 7.7%
H26	466	194	660	660/6,064 ⇒ 10.9%
H27	340	198	538	538/4,182 ⇒ 12.9%
H28	471	241	712	712/5,220 ⇒ 13.6%
H29	319	356	675	675/5,145 ⇒ 13.1%
H30	510	598	1,108	1,108/5,469 ⇒ 20.3%
R 元	572	501	1,073	1,073/4,715 ⇒ 22.8%
R 2	494	414	908	908/3,816 ⇒ 23.8%

図-6、図-7は、平成27年度及び令和2年度の狩猟におけるイノシシの捕獲数をメッシュ図に表したものである。これによると、県内のイノシシは、ほぼ県内全域で捕獲されているが、特に南伊豆地域での捕獲が増加していることがわかる。

平成27年度 狩猟捕獲実績（イノシシ）  
1,839頭（メッシュ番号不明56頭含む）

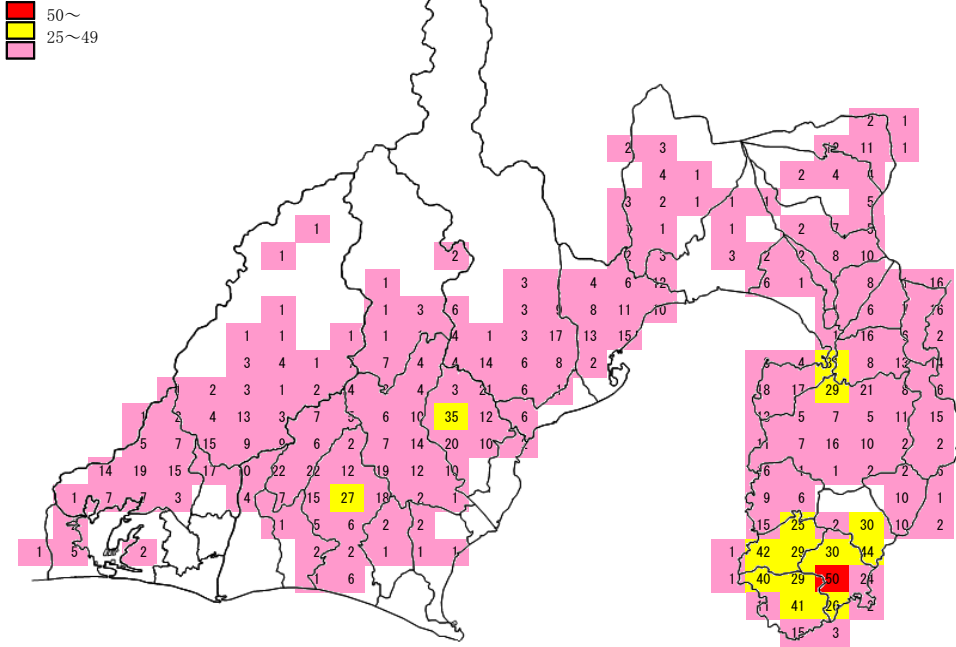


図-6 平成27年度イノシシ狩猟捕獲結果メッシュ図

令和2年度 狩猟捕獲実績（イノシシ）  
4,665頭（メッシュ番号不明154頭含む）

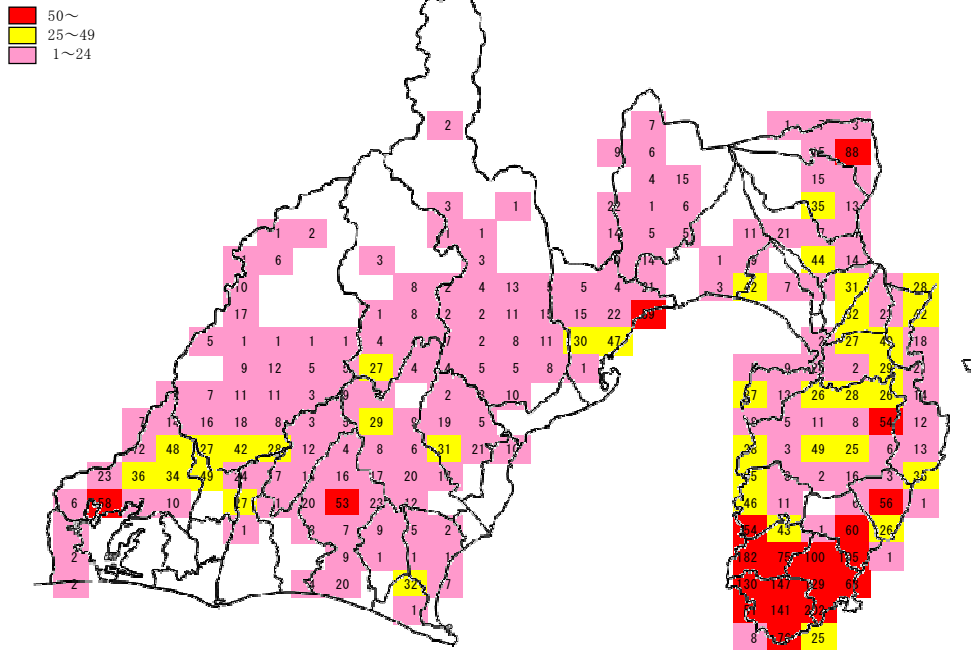


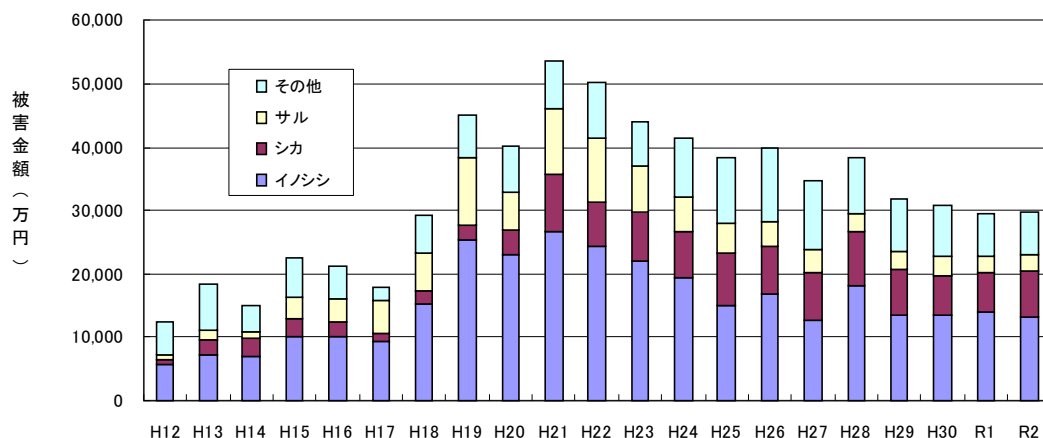
図-7 令和2年度イノシシ狩猟捕獲結果メッシュ図

## (2) 被害等及び被害防除状況

### ア 農作物被害の状況

令和2年度の野生鳥獣による農作物に対する被害額（速報値）は、2億9,700万円となっている。平成17年度までは2億円前後で推移していたが、平成18年度から急増し、平成19年度からは4億円台に達していた。（図－8）

このうち、イノシシによる被害額は全体の約4割を占めており、平成19年度から2億円台まで増加した被害額は平成24年度から1億円台まで減少したが、依然として被害は甚大となっている。（表－4、図－9）



図－8 野生鳥獣による農作物被害額の推移

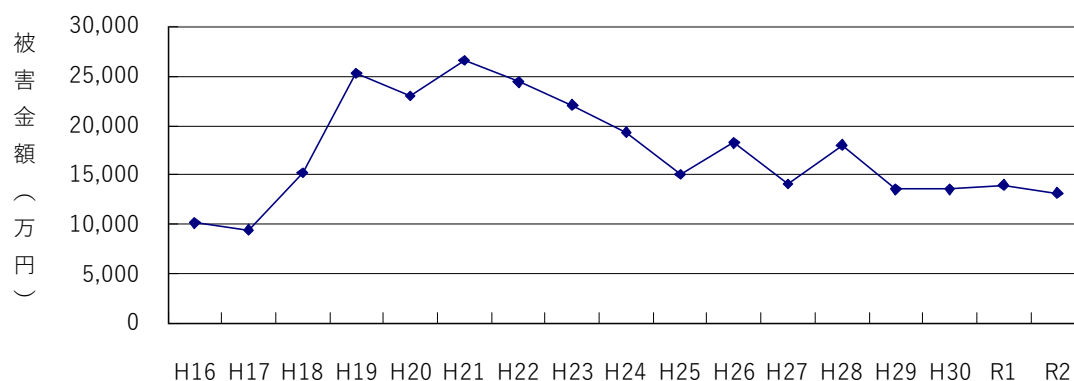
表－4 イノシシによる農作物被害額（過去10年間）

（単位：万円）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
野菜	6,485	5,666	5,327	6,720	5,783	7,854	5,592	4,890	4,438	4,075
果樹	5,908	4,696	4,062	5,993	3,645	5,103	3,646	3,453	4,760	5,140
いも類	2,741	3,184	1,967	2,030	2,089	1,765	1,637	1,687	1,562	1,815
水稲	1,945	1,441	1,363	1,761	1,236	1,815	1,023	2,060	1,925	1,355
その他	5,032	4,334	2,333	1,774	1,312	1,486	1,683	1,496	1,298	793
計	22,111	19,321	15,052	18,278	14,065	18,023	13,581	13,585	13,983	13,177

※令和2年度は速報値

（農林水産省 野生鳥獣による農作物の被害状況報告による）



図－9 イノシシによる農作物被害金額の推移（万円）

イノシシの令和2年度の農作物被害状況を作物別に見てみると、果樹への被害が一番多く、全体の4割を占めており、次いで、野菜、いも類、水稻の順となっている。（図-10）

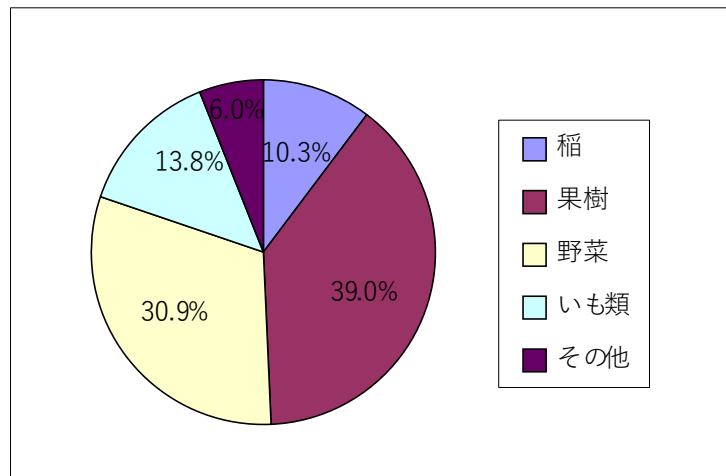
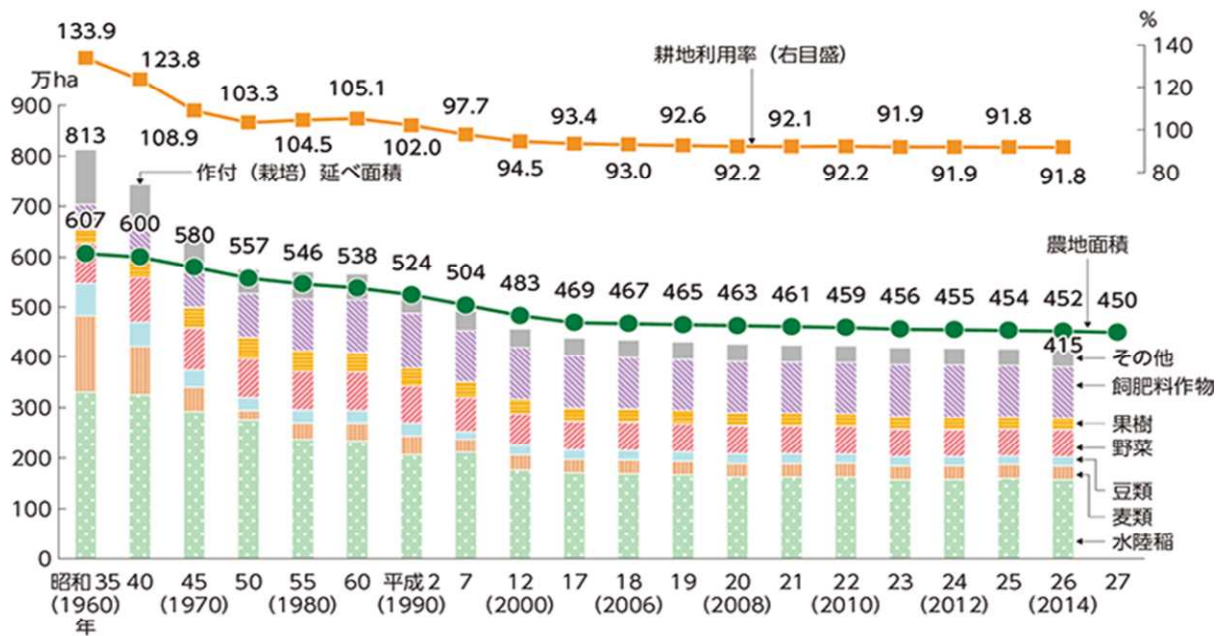


図-10 令和2年度の作物別農作物被害状況

### イ 農地、荒廃農地等の状況

荒廃農地の拡大は、イノシシに好適な生息地を提供し、里地・里山での被害発生の一因であると言われている。令和2年の県内の荒廃農地面積は6,667haとなっているが、県では、優良農地を確保し、担い手農家の育成等に活用するため、荒廃農地の再生事業等を活用して、毎年300haの荒廃農地を再生することとしている。（図-11、表-5）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
 注：1) 耕地利用率 (%) = 作付(栽培)延べ面積 / 農地面積 × 100  
 2) その他は、かんしょ、雑穀、工業農作物、その他作物

図-11 農地面積等の推移

表－5 荒廃農地面積の状況

	年	経営耕地面積(ha)	荒廃農地面積(ha)
静岡県	平成 22	46,111	5,454
	平成 27	42,001	5,838
	令和 2	36,465	6,667
全 国	平成 22	3,631,585	264,891
	平成 27	3,451,444	283,119
	令和 2	3,232,882	集計中

(出典) 「農林業センサス(2005、2015、2020)」(農林水産省)及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(農林水産省)調べ

ウ 特用林産物被害

令和2年度のイノシシによる特用林産物(わさび、しいたけ、しいたけ原木林)の被害額(速報値)は105万円と、平成28年をピークとして減少傾向にある。(図-12、表-6、図-13)

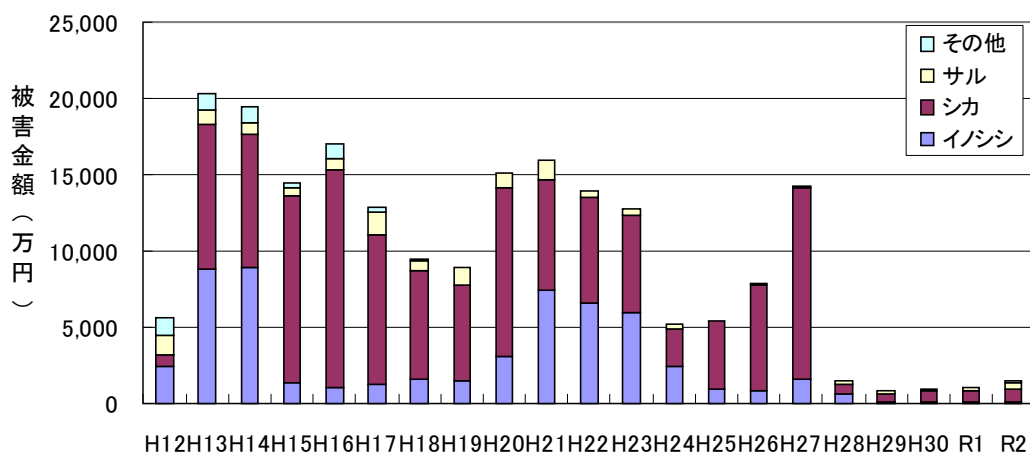


図-12 野生鳥獣による特用林産物被害額の推移

表-6 イノシシによる特用林産物被害額(過去10年間) (単位:万円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
わさび	5,050	1,538	677	27	788	2,314	882	121	54	68
その他	568	650	129	142	124	47	114	63	102	37
計	5,618	2,188	806	169	912	2,361	996	184	156	105

※令和2年度は速報値

※その他:しいたけ、原木林

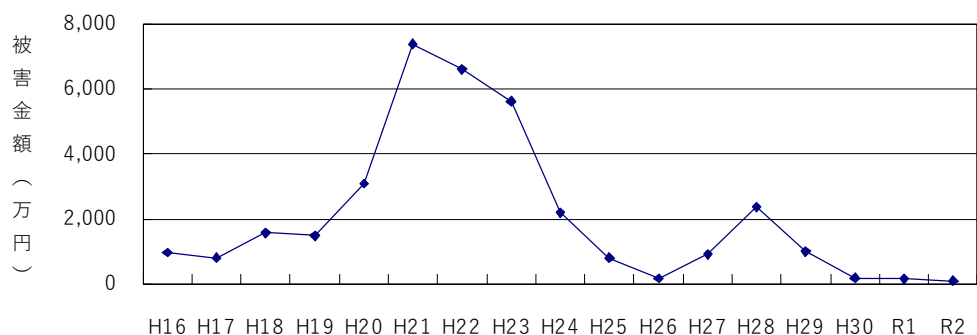


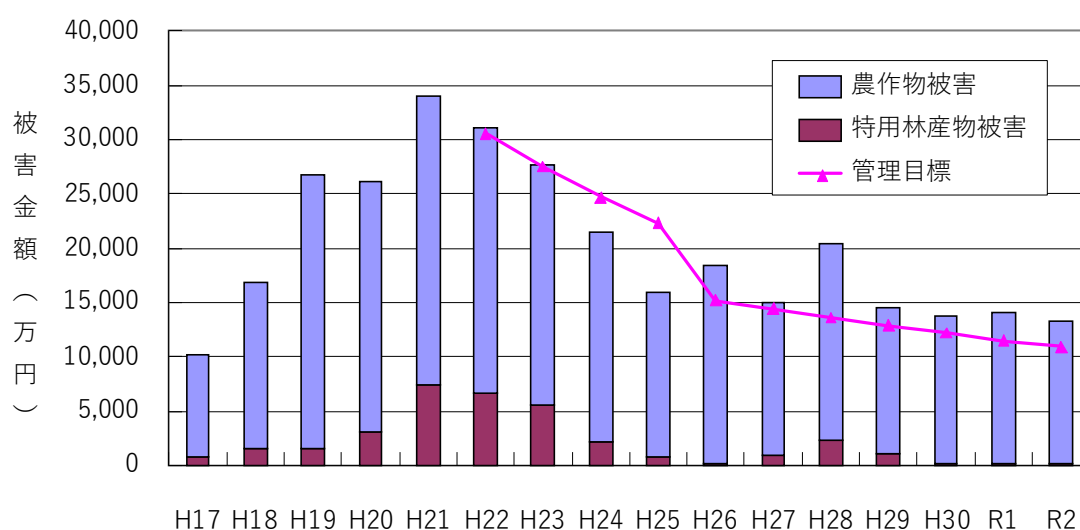
図-13 イノシシによる特用林産物被害金額の推移(万円)

## エ 農作物被害と特用林産物被害の合計（農林産物被害）推移

前述した農作物被害と特用林産物被害の合計の推移を以下に示す。（表－7、図－14）

表－7 イノシシによる農林産物被害金額の推移（万円）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
農作物被害	22,111	19,321	15,052	18,278	14,065	18,023	13,581	13,585	13,983	13,177
特用林産物被害	5,618	2,188	806	169	912	2,361	996	184	156	105
計	27,729	21,509	15,858	18,447	14,977	20,384	14,577	13,769	14,139	13,282



図－14 イノシシによる農林産物被害金額の推移（万円）

## オ 被害防除の状況

被害防除対策として、県単独鳥獣害防止対策事業、団体営農業基盤整備促進事業等の補助事業の活用により、令和2年度は6市町において、野生鳥獣対策全体で59.0kmの防護柵等が設置された。また、地元住民が組織的に電気柵の維持管理を行って効率的に被害防除に取り組み、高い効果をあげている事例もある。近年は、自ら農作物等を守ることへの意識が高まりつつあり、今後も防護柵設置等の被害防除を支援していく必要がある。（表－8）

表－8 鳥獣被害対策事業（防護柵の設置）の実施状況

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施市町数	6市町	5市町	5市町	4市町	4市町	6市町
事業費(千円)	60,602	75,803	71,310	88,411	55,936	104,942
設置延長	37.7km	45.7km	32.3km	48.4km	44.3km	59.0km

## カ 被害対策協議会等の設置状況

野生鳥獣による被害は、市町の範囲を越えて発生するため、広域的に対策を検討する各地域被害対策連絡会が県内7箇所で開催されている。さらに全県の組織として、



各地域被害対策連絡会の代表者、野生鳥獣に関する関係団体、行政等からなる「静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会」（以下「被害対策連絡会」という。）において、被害対策の検討や情報交換を定期的に行い、効果的な被害対策などの検討結果を各地域に情報提供している。

県では、鳥獣被害対策を関係部局が連携し、総合的・効果的に推進するため、平成23年度に「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を県庁内に設置した。

今後も、推進本部において被害防止施策に関する協議、検討を行うとともに、各地域の被害対策連絡会と連携を図り、被害防止対策を推進する。

## 6 前計画の評価

前計画においては、イノシシの管理目標として農林業被害額の約35%減少を設定し、目標の達成に向けた捕獲圧の強化に向け、猟期の延長や、輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用禁止解除による狩猟規制の緩和を実施した。併せて、国の財政支援を利用した被害防止目的の捕獲の推進に加え、豚熱感染拡大防止対策としての捕獲の強化も図った。これにより、狩猟と被害防止目的の捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は前計画期間において増加を続けている。

ところが、イノシシによる農林業被害額は、農業被害、特用林産物被害ともに減少傾向にあるものの、以前に比べて減少の度合いが緩やかになっており、前計画において設定した管理目標は達成できていない。

今計画では、農林産物の被害軽減に向け、引き続き捕獲強化を進めるとともに、地域ごとの被害推移、原因等の分析を進め、地域特性に応じたより細やかな対策を実施する必要がある。

## 7 管理の目標

### (1) 目標

「令和2年度のイノシシによる農林産物被害額（1億3,300万円）を基準として、令和8年度に1億2,800万円まで減少させる」ことを目指す。

なお、計画施行後の被害額、捕獲頭数、目撃頭数などの指標の変動について分析を行い、必要に応じて見直しを行う。

表－9 管理の目標（農林産物被害額）及び実績

（単位：万円）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	12,900	12,200	11,500	10,900	10,300	13,800	13,600	13,300	13,100	12,800
実績	14,577	13,769	14,139	13,282						
計画期	第3期					第4期				

※R2 実績は速報値

### (2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

目標の達成のためには、農林産物等に被害を及ぼすイノシシに対し強い捕獲圧を加えていくと同時に、地域が一体となって被害対策を進めていくことが重要である。

このため、狩猟や被害防止目的の捕獲による「個体調整」、農地等への防護柵設置などの「被害防除」、イノシシの好適な生息地となっている耕作放棄地の解消などの「生息環境整備」を県、市町、関係団体、農林業者が協力して総合的に実施し、農林産物被害の軽減に努めることとする。また令和1～2年度にかけて県内の集落に対して実施した鳥獣被害のアンケート調査結果を活用し、対策優先地区の選定や被害特性に応じた総合的な対策が計画・実施できるよう、市町への支援を強化する。

## 8 個体調整に関する事項

### (1) 個体調整の考え方

イノシシは、生息数の推定が難しいため、捕獲目標頭数の設定は今後の課題である。また、繁殖力の高い動物であることから、捕獲のみで被害を防止することは非常に困難であり、防護柵等の設置など予防対策も併せて進める必要がある。現在の捕獲状況や被害状況を見ると捕獲頭数は近年増加傾向にあるが、農林産物被害額は依然として高い水準にあることから、引き続き捕獲圧を強化していく必要がある。

### (2) 狩猟規制の緩和

捕獲圧を高めるためには狩猟の実施は欠かせないため、法施行規則第9条の規定に基づく狩猟期間11月15日から2月15日までを11月1日から3月15日までに引き続き延長する。

なお、わなの設置にあたっては、狩猟期間の延長に伴うイノシシ以外の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、設置方法に十分に配慮するとともに、錯誤捕獲の早期発見及びその後の適切な対応を図るため、見回りをこまめに行うなど、わなの適正管理について狩猟者へ周知徹底を図る。結果的に他の鳥獣がわなに掛かってしまった場合には、速やかに放獣することとする。

また一般県民に対しても、事前の広報を行い、猟期延長に対する理解を深めることとする。

延長する期間	使用可能猟具
法施行規則第9条の狩猟期間の前後 (11月1日～14日及び2月16日～3月15日)	銃・わな

また、第一東海自動車道（東名高速道路）の神奈川県境から愛知県境までの南側（海側）の区域では狩猟期間を通じて、それ以外の区域では1月1日から2月末日まで、輪の直径が12cmを超えるくくりわなの使用禁止を解除し、捕獲を推進する。

### (3) 被害防止目的の捕獲の推進

被害防止目的の捕獲は被害の低減に資するものであることから、引き続き、市町は各地域の被害実態に応じて、計画的な捕獲を推進する。

なお、第13次鳥獣保護管理事業計画において、被害防止目的の捕獲の許可基準として「狩猟期間及びその前後15日間における許可は、農林水産業等に係る被害の防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可するものとし、併せて、一般の狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対して、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させること。」とされていることから、被害が多い地域では、違法捕獲と誤認されないよう十分周知したうえで、この期間の被害防止目的の捕獲を行うなど、引き続き状況に応じた対応を行う。

### (4) 農林業者による自衛捕獲の促進

被害の軽減を図るためには、耕作地周辺に出没する加害個体をより多く捕獲することが重要である。このため、被害を受ける農林業者自らが狩猟免許を取得するよう支援し、農林業者による耕作地周辺でのわなを用いた自衛のための捕獲を促進した結果、わな猟免許の所持者が増加し、併せてわなによる捕獲数も増加した。また、猟期においては、狩猟免許を所持していなくても、農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いた捕獲を行うことも可能であることから、周知・支援を継続し、捕獲者及び捕獲頭数の確保を図る。

## (5) 捕獲の担い手の育成・確保

狩猟者の減少、高齢化が進む中、銃による捕獲頭数の大幅な増加は難しい状況にある。このため、県では、今後も、農林業者自らが捕獲の担い手となるよう、わな猟免許試験の時期、回数及び会場を農林業者が受けやすくするなどの対策により、より一層のわな猟免許所持者の確保に努めるとともに、猟友会と連携し、捕獲技術指導講習会等を開催し、新規免許取得者の捕獲技術と作業の安全性の向上を図っていく。

また、市町においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）の改正に伴い「鳥獣被害対策実施隊」の設置とともに、実施隊員には意欲及び能力を有する多様な人材の活用を努めることとする。

## 9 被害防除対策に関する事項

被害防除対策の実施に当たっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定することにより鳥獣被害防止総合対策交付金や特別交付税措置など財政的な支援を受けることができ、平成25年度までに被害報告のある全市町で策定されたことから、捕獲機材の導入、防護柵の設置、緩衝帯の整備に係る各種補助事業等の活用を促す。

また、これらの対策を円滑に進めていくためには地元で被害防除対策の指導ができる人材（鳥獣被害対策総合アドバイザー等）が不可欠であることから、市町、農協、農林事務所の職員をはじめ、地域住民等意欲のある多様な人材を養成していく。

こうした対策を実効性のあるものとするため、農林業者、農林業団体、関係機関が協働し広域で対応するとともに、被害対策連絡会を中心に被害対策の検討を定期的に行い、効果的な被害対策などの検討結果を各地域に情報提供し、各地の情報の共有化や、被害対策新技術の普及指導を行っていく。

## 10 生息地の保護及び整備に関する事項

### (1) 生息環境の保護

今後も、生息状況、被害状況等に応じて、地元の理解を得られれば鳥獣保護区等の指定を行い、生息環境の保護を図る。ただし、既設の鳥獣保護区において、イノシシによる被害が著しい場合は、個体調整の完了後に鳥獣保護区に戻すことを前提に、狩猟によるイノシシの捕獲を可能とする「狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域」に指定することも選択肢の一つとして検討する。

### (2) 生息環境の整備

被害の著しい中山間地域において、イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境となっている耕作放棄地については、刈払いなどによりその解消に努めるとともに、生ごみや廃棄された果樹等の誘引物の除去、放置竹林の整備等により、イノシシの生息域と人の生活域との緩衝帯の整備を地域が一体となって取り組むよう支援していく。

その他、長期的にはイノシシの適正な生息環境を確保するため、多様な森林づくりに向け、人工林の間伐等の森林整備や広葉樹等の植栽・造成を行う。

## 11 モニタリング等の調査研究

本計画を適正に実施するため、個体群の動態を評価する基礎資料や農林産物被害の状況等をモニタリングし、計画に反映させる。

### (1) 生息状況調査

狩猟、被害防止目的の捕獲の捕獲場所情報の集計、狩猟カレンダー等の情報により生息分布状況を把握する。

### (2) 被害状況調査

各市町単位で、被害作物別に被害金額、面積、及び被害量などの調査を実施し、県で調査結果をとりまとめ把握する。また、被害を軽減させるためには、被害が深刻化している場所を把握し、その場所で防護柵の設置、捕獲などの対策を集中的に行うことが重要であるため、被害状況の適切な把握手法について、他府県事例も含め調査・検討をしていく。

### (3) 捕獲状況調査

狩猟や被害防止目的の捕獲による捕獲状況をモニタリングする。捕獲数、捕獲場所、捕獲努力量（狩猟者1人の1日当たりの捕獲数）、目撃数（銃猟のみ）について、狩猟者を対象とした狩猟カレンダー等により把握する。なお、狩猟期間の延長の効果についても、モニタリングを行う。

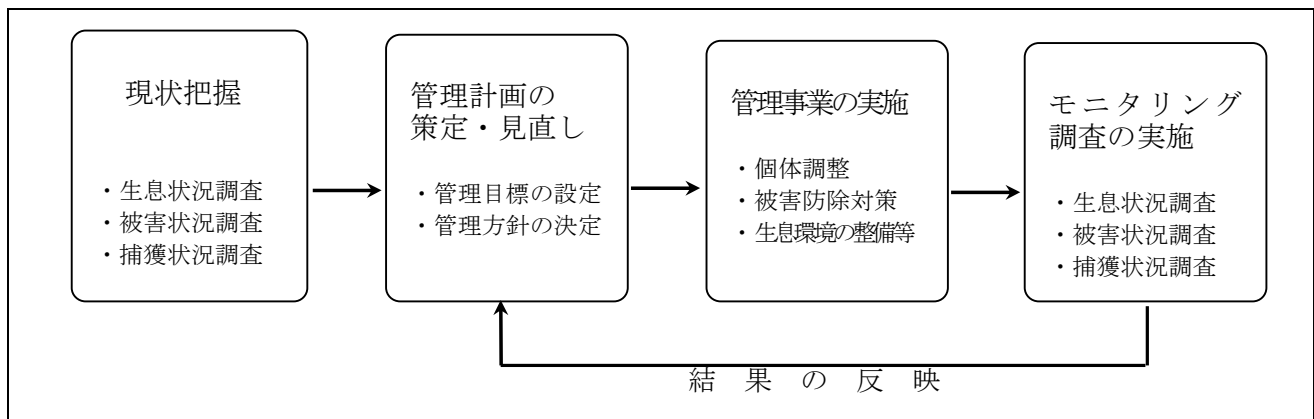


図-15 計画実施及び見直しのフロー図

## 12 その他管理に必要な事項

### (1) 計画の実施体制

#### ア 合意形成

本計画の推進に当たっては、行政機関のみならず、被害者である農林業者、猟友会、農林業団体等の幅広い関係者の理解と協力を得た取組みが不可欠であることから、関係機関が連携を密にして、合意形成を図りながら実施するものとする。

#### イ イノシシ管理検討会

「静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会」を「イノシシ管理検討会」と位置付け、検討会においてモニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理方針の見直しを行う。（表-10）

なお、本検討会の下に、県関係各課の担当者、市町担当者、外部有識者等で構成する「ワーキンググループ」を必要に応じて設置し、関係部局が横断的に連携し、管理施策について協議検討していくこととする。

#### ウ 関係機関の役割

計画を実行するに当たっての、関係機関の役割を次のとおり示す。

表-10 関係機関の役割

区分	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ管理検討会（静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会）を開催し、計画の策定及び見直しについての検討を行う。</li> <li>・「静岡県鳥獣被害対策推進本部」により被害防止施策に関する協議・検討を行うとともに、被害防止に関する各種調査研究を行い、効果的な被害対策などの検討結果を各地域に情報提供する。</li> <li>・鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画の策定及びその実施に当たり、関係部局、農林事務所が連携し、技術的な助言及び支援を行う。</li> <li>・市町を越える対策を検討するための地域連絡会の運営・支援などを行う。</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被害状況、地域住民意識等を把握し、集落ぐるみの効果的な被害対策の推進のための合意形成を推進するとともに、被害集落の支援、対策チーム化とそのチームと協働して対策の実施にあたる。</li> <li>・鳥獣被害防止特措法に基づく市町被害防止計画を策定し、被害防止対策を主体的に取り組む。</li> <li>・農林業者や猟友会、農林業団体の代表、県農林事務所などと連携して被害防除対策を行うため被害防止対策協議会を設置する。</li> <li>・鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害対策実施隊」の設置に努める。</li> </ul>
農林業者 (農林業団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落や関係機関と連携協力して、被害を発生させないための予防対策の実施、環境整備に努める。</li> <li>・自らが狩猟免許を取得し、捕獲に取り組むよう努める。</li> </ul>
狩猟者 (猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止目的の捕獲、各種調査に協力するとともに狩猟の適正化に努める。</li> <li>・新規免許取得者の捕獲技術向上のため、技術指導を行う。</li> </ul>



## (2) その他

### ア 情報の収集と普及啓発

県及び市町は、イノシシの生息状況、生息環境、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等の情報の収集に努めるとともに、イノシシの管理方針に基づく施策の実施について県民の理解を得るため、その普及啓発に努める。

### イ 捕獲した個体の有効活用

県では平成 21 年度に、衛生的で安全な野生動物肉を供給することを目的に「野生動物肉の衛生及び品質に関するガイドライン（ニホンジカ・イノシシ）」を策定（平成 27 年改訂）した。

捕獲した個体が処理加工施設で処理され食肉として有効利用されることで、埋設や解体処理といった現地作業が不要になることは、捕獲を促進する上で非常に有効である。

このため、本ガイドラインを活用し、イノシシ肉として販売するなど、捕獲個体を地域の特産品・資源として有効活用する取組を支援する。

### ウ 狩猟期間延長に伴う事故・違反の防止

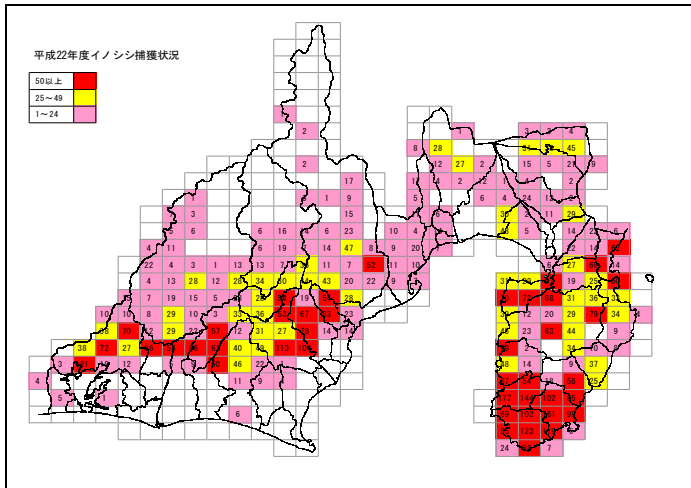
狩猟期間の延長については、広く県民に対して広報し、注意喚起を促すとともに、狩猟者に対しては、わなの設置方法の適正化や、見回り等の管理の徹底を図るなど、警察や猟友会等と協力して、指導・取締りを実施し、法令の遵守と事故・違反の未然防止に努める。

# 資料編

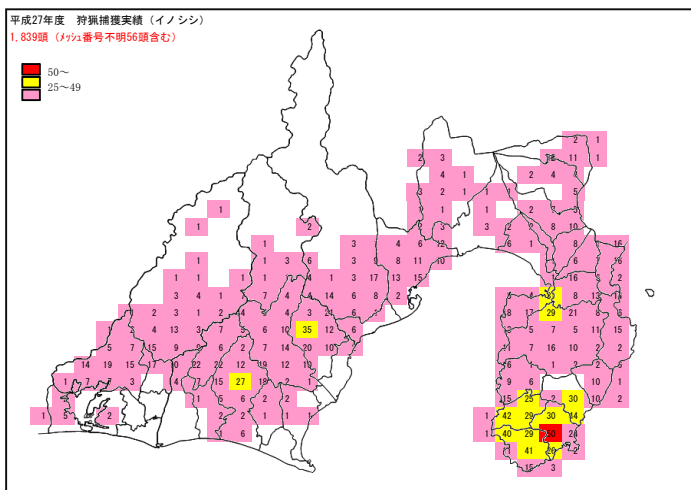
## 1 生息状況等

### (1) 狩猟期間における狩猟者のイノシシ捕獲状況

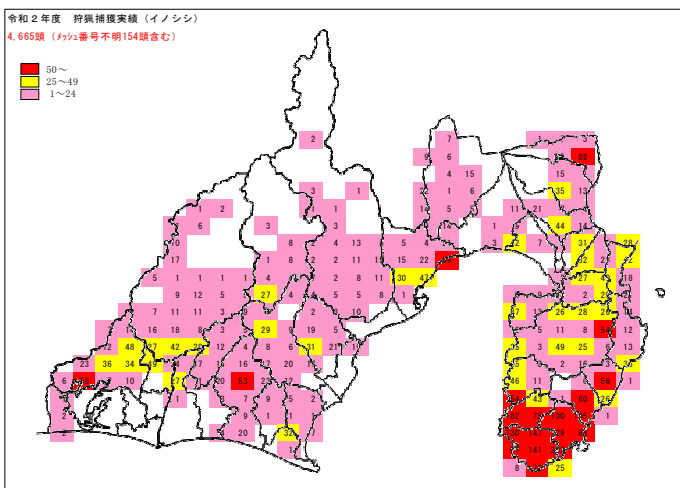
以下の図は、第二種特定鳥獣管理計画の各作成年度において、狩猟におけるイノシシの捕獲頭数をメッシュ図に表したものである。これによると、イノシシは、ほぼ県内全域、特に南伊豆地域で中心的に捕獲されており、平成22年度から令和2年度にかけての捕獲地域の分布に大きな変化はみられない。



平成22年度イノシシ狩猟捕獲結果メッシュ図



平成27年度イノシシ狩猟捕獲結果メッシュ図



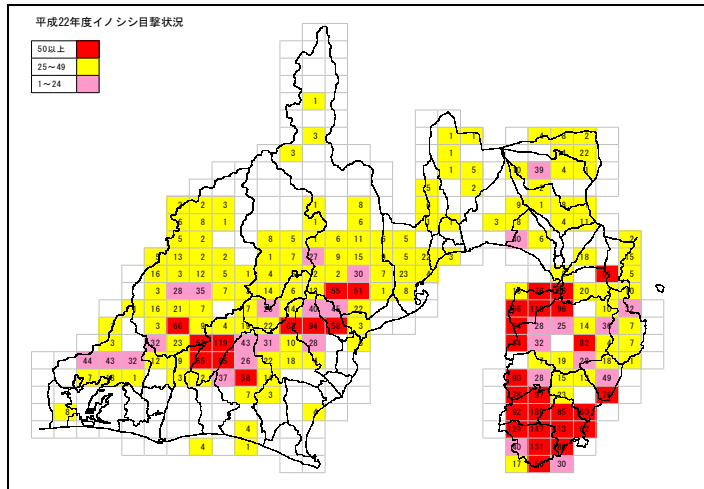
令和2年度イノシシ狩猟捕獲結果メッシュ図

図-17 イノシシ狩猟捕獲結果メッシュ図の推移

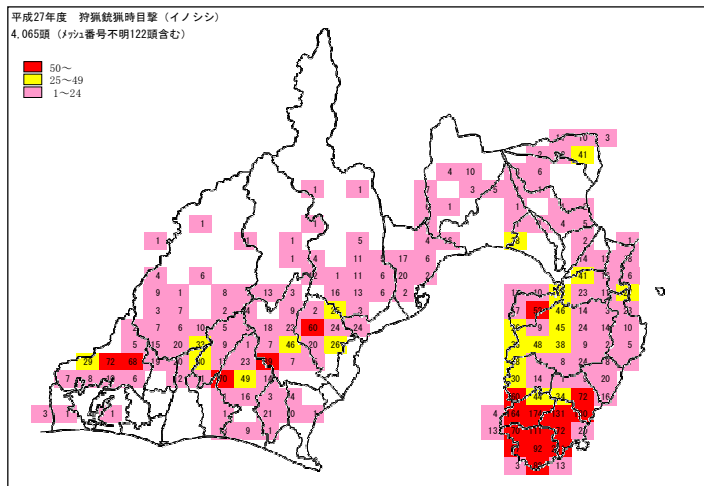


## (2) 狩猟期間における狩猟者のイノシシ目撃情報

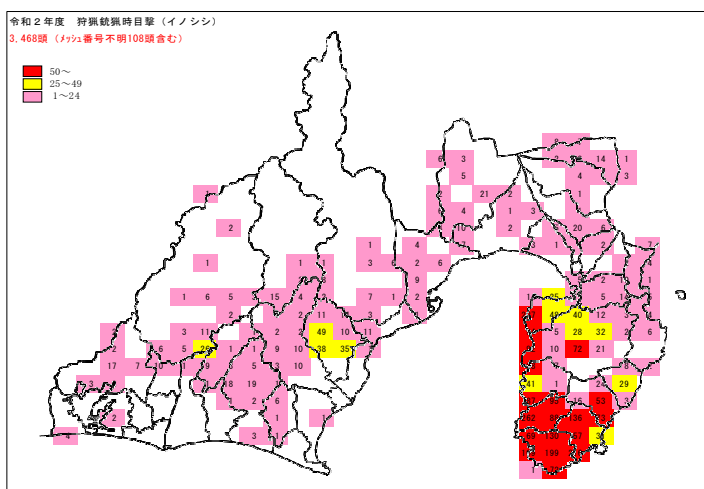
以下の図は、第二種特定鳥獣管理計画の各作成年度において、県が狩猟者に対して実施したイノシシ目撃情報アンケート調査の結果をメッシュ図に表したものである。これによると、イノシシは、ほぼ県内全域で目撃されているが、平成22年度から令和2年度にかけて、目撃地域の分布は若干の縮小がみられる。



平成22年度イノシシ狩猟目撃メッシュ図



平成27年度イノシシ狩猟目撃メッシュ図



令和2年度イノシシ狩猟目撃メッシュ図

図-18 イノシシ狩猟目撃メッシュ図の推移

### (3) 集落アンケートによるイノシシの被害状況

県では、令和2年度において、県内の集落の代表者に対して農業の鳥獣被害に関するアンケートを実施した。図-19は調査で得られたイノシシの被害分布を示したものである。これによると、イノシシによる農業被害はほぼ県内全域でみられ、特に伊豆地域で深刻な被害が発生していることがわかる。

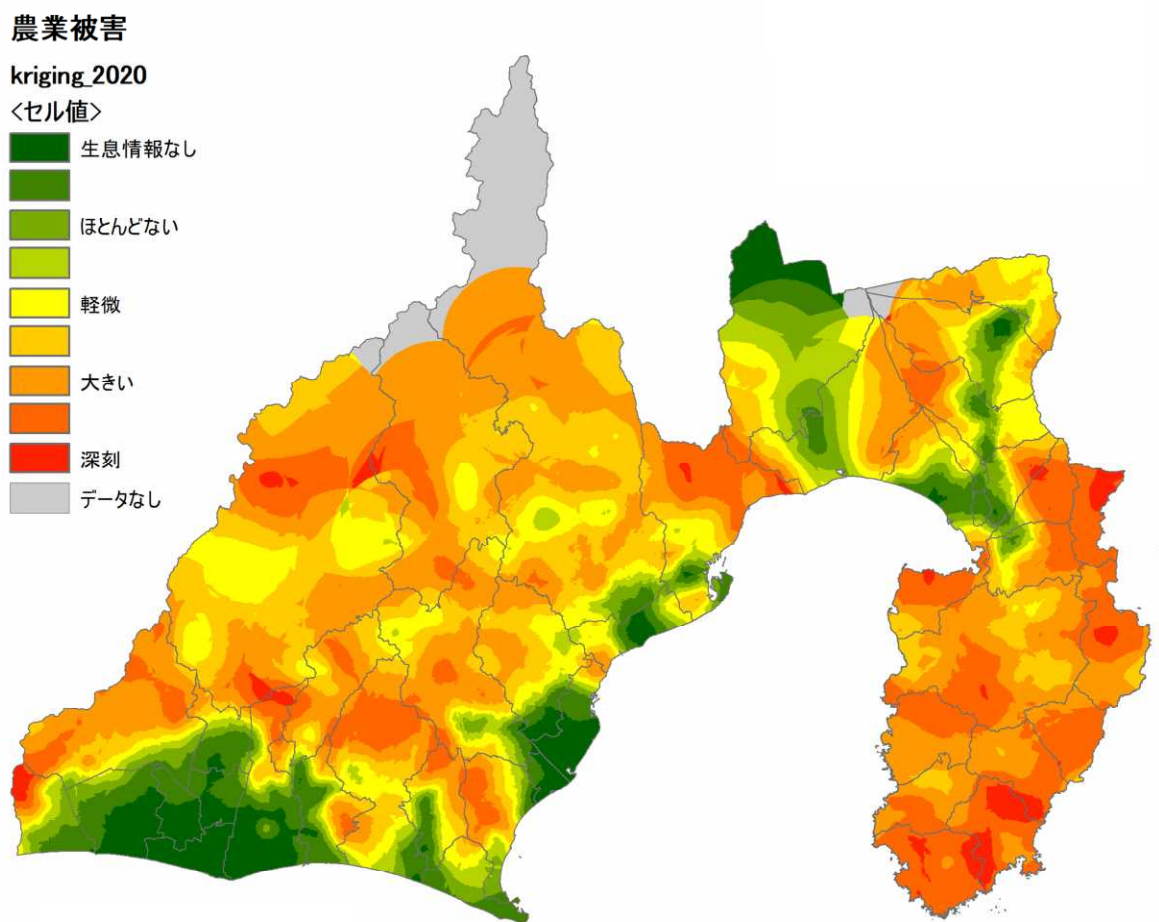


図-19 集落アンケートによるイノシシの被害状況

## 2 捕獲者の状況

### (1) 狩猟の現状

#### ア 狩猟免許所持者の推移

県内の狩猟免許所持者数は、減少傾向にあったが、平成15年度以降は、新規のわな猟免許取得者が増えており、総数は若干の回復傾向にある。しかし、近年、狩猟者の高齢化や、レジャーの多様化などの要因により、銃猟免許所持者の減少率が大きく、今後の大幅な増加は見込めないと思われる。

表-11 県内の狩猟免許所持者数

(単位：件)

区分	H11	H21	H28	H29	H30	R1	R2	R2/H11
旧網・わな猟	752		—	—	—	—	—	わな猟 で比較
網猟	—	239	149	155	153	150	146	
わな猟	—	2,199	3,990	4,185	4,323	4,530	4,631	6.16
第一種銃猟	6,183	3,619	2,977	3,059	2,813	2,850	2,864	0.46
第二種銃猟	416	51	48	37	35	30	33	0.08
計	7,351	6,108	7,164	7,436	7,324	7,560	7,674	1.03

※ 平成19年の法改正で「網・わな猟免許」が「網猟」と「わな猟」に分離した際、暫定的に旧「網・わな猟免許」所持者は両方の免許を所持している取扱いとなったため、更新の際「網猟」「わな猟」のいずれか又は両方を選んで更新した(21年度をもって分離特例完了)。

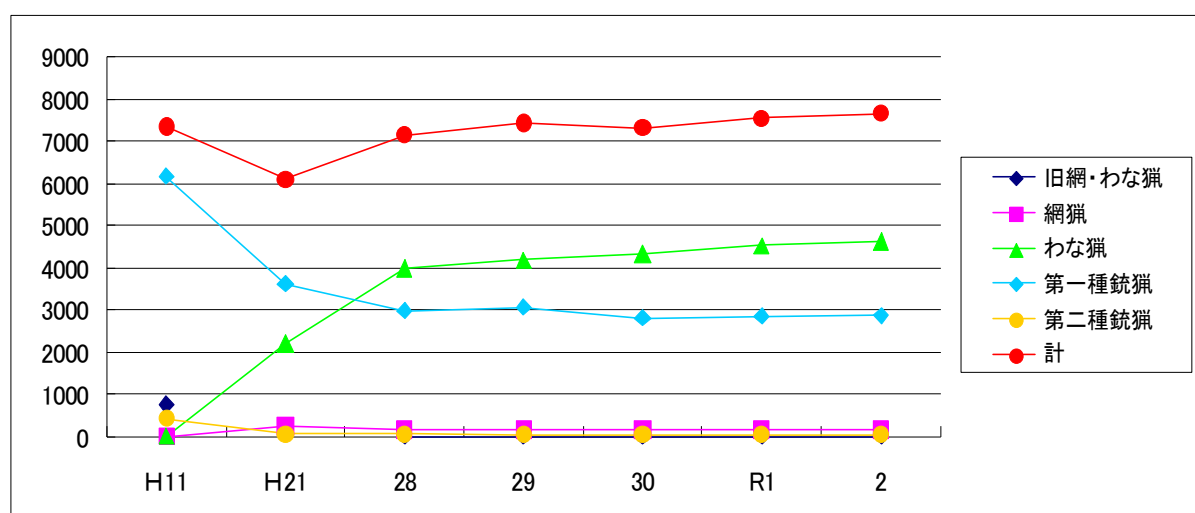


図-20 県内の狩猟免許所持者数の推移

## イ 狩猟者の年齢別状況

平成10年度の60歳以上の狩猟者が占める割合は39.3%であったが、令和元年度には58.1%となっており、県内狩猟者の高齢化が急速に進んでいる。

表-12 県内の狩猟免許所持者の年齢別構成 (単位：件、%)

区分	20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		計	
	狩猟者数	構成比	狩猟者数	構成比	狩猟者数	構成比	狩猟者数	構成比	狩猟者数	構成比	狩猟者数	構成比
H10	89	1.2	244	3.4	1,215	16.8	2,836	39.3	2,836	39.3	7,220	100
H20	49	0.7	330	4.5	550	7.4	1,740	23.5	4,727	63.9	7,396	100
H27	235	3.5	540	8.0	728	10.7	872	12.9	4,406	64.9	6,785	100
H28	280	4.0	607	8.5	846	11.8	918	12.8	4,508	62.9	7,164	100
H29	294	3.9	661	8.8	948	12.7	934	12.5	4,657	62.1	7,500	100
H30	307	4.2	717	9.8	971	13.3	958	13.1	4,367	59.6	7,324	100
R1	326	4.3	767	10.2	1,078	14.3	988	13.1	4,393	58.1	7,560	100

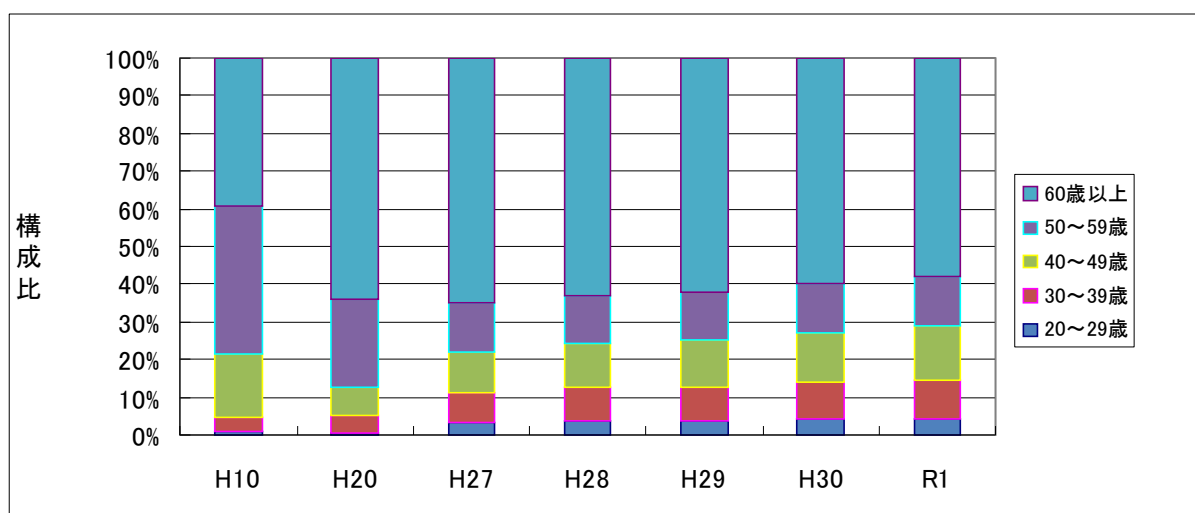


図-21 県内の年代別狩猟免許所持者構成比の推移

## ウ 狩猟者数の推移

県内の狩猟者数（登録者数）の推移は図-22に示すとおりである。これによると、昭和40年代のピーク時には約20,000人であった狩猟者は減少の一途をたどり、令和2年度は5,043人とピーク時の4分の1程度にまで減少している。また、種類別に見ると、特に、第一種銃猟登録者の減少が著しく、令和2年度の登録件数は2,537件であり、近年、一貫して減少し、平成10年度の半数以下まで減少している。一方、わな猟登録者は2,403件と、平成10年度の約5倍となっており、大幅に増加している。

表-13 県内の狩猟者登録者数

(単位：件)

区分	H10	H20	H28	H29	H30	R1	R2	R2/H10
網猟	—	10	20	15	14	18	12	—
わな猟	454	1,156	2,205	2,321	2,406	2,495	2,403	5.29
第一種銃猟	6,468	4,265	2,839	2,845	2,740	2,669	2,537	0.39
第二種銃猟	305	72	94	94	96	92	91	0.30
計	7,227	5,503	5,158	5,275	5,256	5,274	5,043	0.70

※狩猟免許を有する者で、本県において狩猟を行おうとするものが登録する。

※区分欄のわな猟は、H10は網・わな猟である。

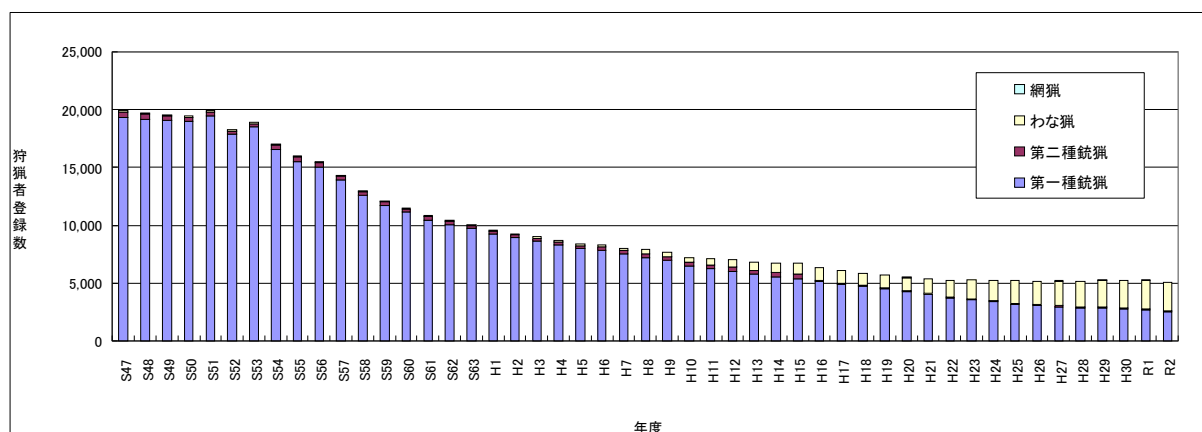


図-22 県内の狩猟者登録者数の推移（昭和47年以降）

## (2) 実施隊の設置と取組状況

本県では、平成26年度に2市（富士宮市、静岡市）が設置後、農林事務所による設置促進活動に取り組んだ結果、平成29年度に9市町、30年度に4市町、令和元年度に6市町、令和2年度に4市町が設置し、合計25市町となった（令和2年3月末時点）。

表-14 県内の鳥獣被害対策実施体設置市町数

	H28実績	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績
鳥獣被害対策実施隊設置市町数(市町)	2	11	15	21	25

### 3 県内ジビエ食肉加工施設

県内ジビエ食肉加工施設の設置数と捕獲個体の処理状況を表-15 に示す。

表-15 令和元年度のジビエ食肉加工施設の設置数及びイノシシ捕獲個体の処理状況

施設数	処理実績 (頭)	県内捕獲頭数 (頭)	捕獲個体の利用率 (%)
22 施設	513	16, 105	3. 2

### 4 豚熱 (CSF) 及びアフリカ豚熱 (ASF) 対策

#### (1) 感染状況

令和元年 10 月 18 日に県内で初めて、藤枝市で発見された死亡イノシシにおいて豚熱 (CSF) ウイルス感染を確認して以降、令和 3 年 9 月 30 日までに 16 市町で 320 頭の陽性が確認されている。なお、アフリカ豚熱 (ASF) ウイルス感染は確認されていない。

表-16 県内市町における豚熱 (CSF) ウイルス感染の初確認年

令和元年	令和 2 年	令和 3 年
藤枝市、静岡市、 島田市	焼津市、掛川市、浜松市、牧之原市、森町、富士 宮市、菊川市、磐田市、袋井市、湖西市	富士市、小山町、 御殿場市

表-17 検査実績 (令和 3 年 9 月 30 日現在)

区 分	検査数	豚熱 (CSF) 陽性数 (陽性率)
死亡イノシシ	333 頭	149 頭 (44. 7%)
捕獲イノシシ	4, 676 頭	171 頭 ( 3. 7%)
計	5, 009 頭	320 頭 ( 6. 4%)

#### (2) 対策

イノシシのウイルス感染を抑えるため、捕獲を促進し生息密度の低減を図っている。また、豚熱 (CSF) については、経口ワクチンを散布しイノシシに捕食させることにより、免疫付与を進めている。

なお、県内での感染状況を把握し、監視するために、イノシシについて豚熱 (CSF) 及びアフリカ豚熱 (ASF) の確認検査を実施している。